

西部・隠岐拠点校強化事業 実施要項

1. 目的

県西部・隠岐地域において長期的な競技の普及育成を図るため、西部・隠岐拠点校に指定した競技種目に対し、県外遠征費や普及活動費等を助成し、地域拠点としての強化を図る。

2. 実施主体

令和6年度から令和8年度まで西部・隠岐拠点校に指定された県内高等学校（別紙）

3. 対象事業の内容

下表の事業を実施する

県外遠征	西部・隠岐拠点校が指定した選手を対象に、県外遠征を行う。予算の範囲内で複数回の実施を認める。
招請合宿	県外のチームを招請し練習試合等を行う。対象校については、予算の範囲内で複数チーム、複数回の実施を認める。
県内合宿	他の学校・団体との練習試合、合同練習を行う。予算の範囲内で複数回の実施を認める。
指導者招聘	県外又は県内の優秀な指導者を招聘し指導を受ける。予算の範囲内で複数回の実施を認める。
普及活動	地域における競技の普及活動を行う。上記の事業に合わせて実施することも可能。予算の範囲内で複数回の実施を認める。 [普及活動とは] ・地域の小・中学生を対象とした実技指導や合同練習会等の開催 ・部員又は競技者を増やすための競技体験会の実施

4. 事業の実施期間

各年度の4月1日から翌年3月31日までとする

5. 補助対象

各種事業の実施に必要な謝金、旅費、食糧費、消耗品費、会場使用料、運搬費、印刷費、保険料、理事長が特に必要と認める経費